

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年3月8日

岡 山 市 長 高 谷 茂 男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ西大寺店

所在地 岡山市東区西大寺南一丁目62番16ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,000平方メートル

(変更後) 2,560平方メートル

② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 185台

(変更後) 138台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 17台

(変更後) 85台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 145平方メートル

(変更後) 108平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 54.0立方メートル

(変更後) 32.7立方メートル

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前7時30分

(変更後) 午前0時(24時間営業)

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午後12時(24時間営業)

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時15分から午後10時15分まで

(変更後) 午前0時から午後12時まで

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 1箇所

(変更後) 3箇所

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後5時まで

(変更後) 午前5時から午後9時まで

(4) 変更年月日

平成25年10月27日

2 届出年月日

平成25年2月27日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年3月8日から平成25年7月8日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課